平成27年第4回本部町議会臨時会会議録								
招集年月日	平成27年5月8日							
招集場所	本部町議会議	本部町議会議場						
開閉会日時	開会	平	成27年 5 月 8	3日 午	前10時00分			
及び宣言	閉 会	平	成27年 5 月 8	5日 午	前10時51分			
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。								
出 席 13	名	欠 席	0 名	欠	員	1 名		
議席番号 氏	名	出席等別	議席番号	氏	名	出席等別		
1 具志堅	勉	出	9	仲宗根	宗 弘	出		
2 座間味	栄 純	"	10	仲 間	厚 洋	"		
3 西平	_	II	11	欠	員			
5 松 川	秀清	II	12	大城	正和	出		
6 宮 城	達彦	IJ	13	石 川	博己	11		
7 知 念	重吉	IJ	14	喜納	政 樹	"		
8 崎 浜	秀進	"	15	島袋	吉 徳	11		
※ 会議録署名議員								
8番 崎 浜	秀進		9番	仲宗根	宗 弘			
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。								
町 長	高 良	文 雄	副町	.	平 良	武 康		
教 育 長	仲宗根	清二	総務	課長	上 原	新 吾		
町 税 対 策 課 長	松本	一 也	保 険 予	防 課 長	仲榮眞	修		
教育委員会事務局長 仲 宗 根		章						
※ 本会議に職務のため出席した者								
事 務 局 長	上原	正 史	主	事	仲宗根	農		

議 事 日 程

5月8日(金)1日目

日程番号	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (税条例) (議案説明・審議・採決)
4	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて(国保税条例) (議案説明・審議・採決)
5	議案第34号	工事請負契約の締結について(本部中学校仮設校舎建設工事) (議案説明・審議・採決)
6	選挙第1号	本部町今帰仁村清掃施設組合議員の補欠選挙

O 議長 島袋吉徳 ただいまから平成27年第4回本部町議会臨時会を開会します。

開 会(午前10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 崎浜秀進議員及び9番 仲宗根宗弘議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間と決定しました。

日程第3. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(税条例)を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長 高良文雄 おはようございます。平成27年第4回本部町議会臨時会におきまして、議 案第32号 専決処分の承認を求めることについて外2件の議案を提案してございます。説明につ きましては、副町長ほか担当課長から説明をさせます。慎重審議の上、何とぞ議決、承認を賜り ますようよろしくお願いを申し上げます。
- O 議長 島袋吉徳 町税対策課長。
- 〇 町税対策課長 松本一也 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年5月8日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令 及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本部 町税条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

ページめくっていただきます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を 招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例の一部を改正する 条例の制定について(別紙のとおり)。平成27年3月31日、本部町長 高良文雄。

次、開けますと、今回の条例改正につきましては、この議案について 2つの資料と改め分をつけてございます。まず、ページを開けまして、1ページから始まる本部町税条例の一部を改正する条例の見出しがありますけれども、これが改め分となっておりまして、これが1ページから10ページまでとなっております。それをめくりますと、議案第32号の参考資料として新旧対照表を添付してございます。これがまた 1ページから34ページまでの資料となっております。今条例につきましては、3月31日に専決処分した内容でございますけれども、その主な改正概要として次

の参考資料を添付しておりますが、その参考資料で説明させていただきたいと思います。1ページ、2ページにわたってつづられた資料でございます。読み上げて説明いたします。平成27年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本部町税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行される必要が生じたため、専決処分により改正を行ったものであります。

本部町税条例の主な改正概要ですが、まず、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税等の減免の申請期限についての改正であります。これまで、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税等につきましては、減免の申請期限を納期限の7日前までと条例で規定していましたが、市町村の実情に応じて期間を定めることが望ましいとされたことから、納期限前日までと改めるものであります。それによって、減免対象者が申請しやすい制度に改めるものであります。

2つ目です。車体課税の見直し。この車体課税の見直しにつきましては、昨年、平成26年の議会におきまして、既に可決されたものの内容の条例改正に見直しがありまして、1年延期されるというものであります。原動付自転車や二輪車等の特殊車両なども含めて、次の金額を改める旨の規定を平成27年4月1日から行われることになっておりましたが、地方税法の改正に伴い当該適用年月日が平成28年4月1日に1年延長するものとされました。下の表を見ていただきたいと思います。原動付自転車、50 cc以下から始まるんですけれども、例えばその50 cc以下の1,000円の1年間の税金でありますが、本来ですと、もう既に改定されておりまして、2,000円という形になっておったんですけれども、今回の改正によりまして、それが1年延期になっているということです。以下、下の税率等々もあわせて延期になっているということです。その下の欄の四角のほうに書いてありますのは参考資料としてつけてあるんですが、軽自動車などの、今現在の税率等になっております。

2ページのほうをお願いします。住宅ローン控除制度の適用期限の延長であります。ローンを 組んで住宅を購入する人の個人住民税を減税する「住宅借入金等特別控除」、住宅ローンの減税 制度において、所得税から控除しきれなかった分を個人住民税から税額控除するものであります けれども、その対象期間となっておりましたのが、現行、平成29年12月31日までとなっておりま したが、それを3年延長するものであります。

次にふるさと納税制度の拡充ですが、確定申告を行わない給与所得者などは、個人住民税課税市町村に対して、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人にかわって行うことを要請できる仕組みの導入であります。説明がちょっと難しいんですが、簡単に言えば、確定申告や住民申告を行わない給与所得者、例えば事業所のほうで年末調整など済んだ方々については、所得税などもちゃんと整理されておりまして、確定申告する必要がないんですが、そういった給与所得者などが寄附した場合に税務署の手続を簡素化するという特例制度であります。そのふるさと寄附金のワンストップ特例制度と申しますけれども、市町村間で事務のやりとりをして、翌年の個人住民税の寄附金の控除を適用するという形のものであります。

次に固定資産税に係る負担調整措置の延長についてであります。これも先ほどの住宅ローン控

除の適用の延長と同じ内容で、3年間それを延長するというものであります。

次に軽自動車税のグリーン化特例の導入であります。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車の税率を軽減する特例措置を講ずるものであります。下の表を見ていただきたいと思います。下の四輪以上の軽自動車と呼ばれるものの、乗用のものを見ていただければと思いますが、乗用の自家用が平成27年4月1日以後に新規登録された、いわば新車登録されたものの現行の税率なんですけれども、これが1万800円でございます。それがグリーン化特例に該当する自動車になりますと、例えば右側にスライドして読みますと、電気自動車や天然ガス自動車になりますと、1万800円の税金が2,700円になると。またさらに右側のガソリン車やハイブリッド車におきますと、規定によって5,400円になったり8,100円になったりという形になるものでございます。これにつきましては環境にやさしい、性能に優れた自動車ということで減免措置をとるものであります。このハイブリッド車などの基準ですが、下のほうに米印で①、②と書いてありますが、そういった形の排気ガスの達成度によって税金が変わってくる形になっております。

その他の改正でありますが、地方税法等の一部改正に伴い、法令の条ずれが生じたことから税 条例の整理を行っております。以上が主な概要であります。説明を終わります。

- O 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。
- O 10番 仲間厚洋 1 つだけ確認をさせていただきたいと思います。

このふるさと納税の制度の拡充なんですけれども、寄附者にかわって控除申請を代行するということですよね。そうなると職員の業務もふえるだろうし、時間もとられるだろうし、どの程度の寄附であれば代行しても、何というのかな、簡単に言えば、ペイするのかと思うんですけれども、それを考えたことはありますか。

- O 議長 島袋吉徳 町税対策課長。
- O 町税対策課長 松本一也 10番、仲間議員に説明いたします。

そのワンストップ特例制度の流れから少しだけ説明させていただきます。その代行に伴う事務の流れなんですけれども、例えば私が本部町に住んでいて、名護市にふるさと納税をしましたということになります。その名護市で寄附金をする際に、寄附金税額控除に係る申告特例の通知というものがありまして、それを申請するんですね。その申請をしますと、その申請書をもってまた名護市が本部町にその申請書を送付するという形の流れになります。先ほども少し申し上げましたけれども、今回の制度が適用されるのが給与所得者にくくられてきます。通常に確定申告される方々は普通に確定申告して、例えばこのふるさと納税の寄附金控除のみならず、医療費控除だとか、あと別の住宅控除とかのものについてはあくまでも税務署のほう、もしくは市町村の所得税の申告を受けられる機関の窓口でという形になります。先ほどその制度を適用した場合の費用対効果みたいなところだと思うんですが、先ほど言ったように、申請書を持って適用しますので、多くの時間を費やして事務処理が行われるものだとは考えておりません。ですので、できる

だけふるさと納税をやりやすくなるようにということで今回設けられた制度でありますので、多くの方々がふるさと納税制度を利用していただければその分は返ってくるものだと考えております。以上です。

O 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

14番 喜納政樹議員。

- O 14番 喜納政樹 休憩お願いします。
- O 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩(午前10時18分)

再開いたします。

再 開 (午前10時23分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(税条例)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(税条例)は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(国保税条例)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第33号をご説明いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年5月8日提出、本部町長高良文雄。

O 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩(午前10時24分)

再開いたします。

再 開 (午前10時25分)

保険予防課長。

O 保険予防課長 仲榮眞 修 議案の訂正をいたします。

先ほど別紙のとおり「専決処分したいので」という表現をいたしましたけれども、「専決処分

したので」の誤りでありますので、謝罪して訂正のほうよろしくお願いいたします。

では、最初からご説明いたします。議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。本部 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 27年5月8日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。1ページです。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。平成27年3月31日、本部町長高良文雄。

次の2ページをお願いいたします。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本部町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。以下、改正分となっておりまして、改正する条番号は、第2条、第23条及び附則第14条になっております。下の附則のところに施行期日がございます。施行期日のほうですけれども、4月1日から施行になっておりますけれども、附則第14号の改正規定につきましては、平成28年1月1日からの施行を予定しております。

次の3ページは本部町国民健康保険税条例の新旧対照表になっておりまして、3ページから5ページまでが新旧対照表になっております。下線部分のほうが改正箇所になっております。

6ページをお開きください。本部町国民健康保険税条例の主要な改正概要、こちらでもってご説明をしたいと思います。今回の改正内容は、先ほど述べました2条、23条及び附則14条で3種類ございますけれども、そのうちの主要な2種類をご説明いたします。具体的にご説明しますと、第2条及び第23条関係では、保険税の賦課限度額の引き上げでございます。表の保険税のほうですけれども、基礎課税分、ここでは医療保険分になっておりまして、課税限度額を「51万円」から「52万円」に、真ん中の後期高齢者支援金分といたしまして「16万円」から「17万円」に、介護保険分といたしまして「14万円」から「16万円」の引き上げ改正でございまして、合計では「81万円」から「85万円」の4万円の引き上げとなっております。今回の改正で、改正後に85万円になる対象者は50名前後を予定しております。

次に真ん中、23条関係、これは保険税の軽減措置の拡充になっておりまして、下線の部分ですね、5割軽減のところで「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減のところで「45万円」から「47万円」という形で軽減額の基準となる、所得額の軽減額の引き上げになっております。今回の対象所得額の拡充に伴いまして、約35世帯前後、軽減額のほうが約115万円の軽減額の増を見込んでおります。以上で議案第33号のご説明を終わります。

O 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(国保税条例)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(国保税条例)は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第34号 工事請負契約の締結について(本部中学校仮設校舎建設工事)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

O 教育委員会事務局長 仲宗根 章 議案第34号 工事請負契約の締結について。本部中学校 仮設校舎建設工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第 5号の規定により議会の議決を求める。平成27年5月8日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、本部中学校仮設校舎建設工事。2、契約の相手、本部町字東326番地1、有限会社良和組、代表取締役 平良 學。3、契約金額、9,450万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページをお願いいたします。契約概要でございますが、工期505日間、指名業者は5業者指名し入札を行っております。工事概要といたしましては、鉄骨造地上2階建て、延床面積で774.76平米。こちらはプレハブの仮設の校舎であります。プレハブの詳細としましては、建て方で約70日間、基礎工事、そしてプレハブの建設を行います。次に13カ月間リースをいたします。そして解体に約30日間かけまして、解体を行う予定でございます。トータルで505日間でございます。

3ページ目をお願いいたします。入札結果報告書を添付しております。

4ページ目のA4の図面のほうをよろしくお願いいたします。赤の部分に仮設の校舎を建設いたします。現在は芝生張りになっているところでありますが、できるだけ校舎のほうに近づけまして、2階建てのプレハブの仮設校舎を建設する予定でございます。黄色の部分は残存校舎、今回の改築では触らない校舎になります。青い部分が解体する部分で、その解体した後に新しい校舎を改築する計画でございます。

次、5ページのA3の平面図をお願いいたします。左の部分が1階部分、右側が2階部分にな

ります。今回は、できるだけ仮設校舎をコンパクトにまとめるように計画いたしまして、普通教室は今現在の空き教室、あと多目的教室等を活用しまして、普通教室は全て既存の校舎に入れております。今回、仮設の校舎には音楽室等の特別教室を置く予定となっております。こちらが平面図に載っている技術教室、音楽教室と美術教室等の特別教室をこちらのほうに配置予定しております。

続きまして、6ページのほうに立面図がありまして、このようなプレハブの設置を予定しております。以上、説明を終わります。

- O 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。
- O 10番 仲間厚洋 ちょっと確認をさせてください。

仮設校舎建設9,450万円、この工事概要の中の建て方、賃貸借、解体とありますよね。その内 訳、建て方幾らなのか、賃貸借幾らなのか、解体幾らか。

- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- 〇 教育委員会事務局長 仲宗根 章 10番、仲間議員に説明いたします。 建て方5,197万5,000円、リース3,023万9,989円、解体1,228万5,011円でございます。
- O 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。
- O 10番 仲間厚洋 内訳わかりました。この賃貸借、リースということなんですけれども、この支払いについても良和組に支払われるということですか。
- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 仲宗根 章 10番、仲間議員にご説明いたします。 リース料は、良和組への支払いになります。
- O 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。12番 大城正和議員。
- O 12番 大城正和 確認をさせてもらいたいと思います。

資料から見ているんですけれども、学校全体の位置図といいましょうか、その中からお尋ねしたい。今回の仮設校舎の建設予定地のほうは、学校校庭の一部修景緑化のほうに入っていると思います。ここは芝生だけじゃない、植栽もあると思うけれども、これは修景緑化の一部であると。この目的が終わった時点でこの場所はどうなさるのか。そのあたりを少しお尋ねしたいと思います。

- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- 〇 教育委員会事務局長 仲宗根 章 12番、大城議員にご説明いたします。

仮設校舎を建てるに当たりまして、植栽がありますので、木等がありますので、移設いたしま す。仮設が終わりましたら、原状回復を予定しております。

O 議長 島袋吉徳 休憩いたします。休 憩 (午前10時40分)再開いたします。再 開 (午前10時41分)

12番 大城正和議員。

O 12番 大城正和 この場所について、この運動場に近い唯一の修景緑化の一部になると思い

ます。しっかりとその復元については、現状でもまだ足りないぐらいなので、そのあたりしっか り吟味をして緑化の体制を整えていただきたいと思います。どうですか。

- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 仲宗根 章 12番、大城議員にご説明いたします。

この場所、今現在も子供たちが多く使われているところであります。仮設工事、仮設校舎の解 体後には学校側と十分協議いたしまして、緑化に努めてまいりたいと思っております。以上です。

- O 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。14番 喜納政樹議員。
- O 14番 喜納政樹 1点だけお伺いしたいと思います。

4ページの図面ですね、地図を見てお伺いしたいんですが、この青の部分で解体校舎という中で、ポンプ場横のトイレも入っておりますが、これまでこの議会でもトイレの位置とかトイレの用途について議論があったと思うんですが、今回、解体した後、今後このトイレ、校舎外のトイレをどういう形で取り扱うのかを伺いたいと思います。

- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 仲宗根 章 14番、喜納議員にご説明いたします。

今、ポンプ場の横に外のトイレがあります。これは解体する予定になります。新しいトイレでございますが、学校の要望等がありまして、外のトイレは管理上、設置を慎重に考えてほしいという要望がありました。教育委員会としましては、土日の野球等を行ったり、いろんなイベントがありますので、新校舎の学校側、一番運動場に近いところに本部小学校の体育館が運動場から入れるような形にしておりますので、外から入れて、中は鍵を閉められる状態ということで、校舎にトイレをつけて、この外のトイレの代用としての設置を考えております。具体的にいいますと、青いところの®ですね、山側、®棟と書いてあります。®の部活の部室寄りの一番端っこですね、そちらのほうにトイレを設置いたします。

- O 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。
- O 14番 喜納政樹 これは、今言われたとおり土日、部活動やさまざまな、グラウンドを使われますよね、社会人でも。そういったときには使用可能ということで考えてよろしいんですか。
- O 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 仲宗根 章 中から鍵を閉めて、外からは常時入れるようになります ので、使用可能でございます。
- O 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。
- O 14番 喜納政樹 これは部活動の保護者会やPTAの、さまざまな意見を聞いて使いやすいような、そして安全面も考慮してしっかりとやっていただきたいと思いますのでお願いいたします。以上です。
- O 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第34号 工事請負契約の締結について(本部中学校仮設校舎建設工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 工事請負契約の締結について(本部中学校仮設校舎建設工事)は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩(午前10時46分)

再開いたします。

再 開(午前10時48分)

日程第6.選挙第1号 本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に9番 仲宗根宗弘議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました9番 仲宗根宗弘議員を本部町今帰仁村清掃施設 組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました仲宗根宗弘議員が本部町今帰仁村清 掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました仲宗根宗弘議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第4回本部町議会 臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他 の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会(午前10時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 仲宗根 宗 弘